

巖島神社山臥長床について

A Study on the Yamabushi Nagatoko of Itsukushima Shrine

山口 佳巳
YAMAGUCHI Yoshimi

Itsukushima Shrine was constructed by Taira no Kiyomori in around the third year of the Nin'an era (1168) when its prototypical versions of current buildings were put in place. Since that time, many buildings have been built both on the sea and on the land surrounding the shrine. According to ancient documents and other sources, there have been many increases and decreases in the number of buildings since the era of the construction of Nin'an. Some of the buildings on land have existed only for a certain period of time because they have fewer space constraints than do those at sea and because many of them are auxiliary building. The yamabushi nagatoko is one such building and is thought to have existed only for a short period of time during the Kamakura period.

The purpose of this paper is to show the period of existence of the yamabushi nagatoko and to clarify its architectural features, which can be reconstructed by the order for lumber to rebuild in the second year of the Ninji era (1241). It can be inferred that the yamabushi nagatoko was built from the Nin'an era until the second year of Ken'ei era (1207) and that it existed until it was destroyed by fire in the second year of Jouou era (1223). After that, there was a plan to rebuild it, but most likely the construction was never completed. The reconstruction by the order for lumber shows that the yamabushi nagatoko was a slightly simplified version of the basic structural form of the attached building of the Ninji era.

一 はじめに

安芸国一宮である厳島神社は、仁安三年（一一六八）までに平清盛によって現在の原型となる社殿が整えられた^①。仁安造営以来、海上だけでなく、それを取り巻く陸上にも多くの社殿を有してきたが、古文書等によると、社殿の増減が少なからず認められる。特に陸上社殿については、海上に比べて空間の制約が少ないため、そして付属的な社殿が多いため、ある一定期間のみ存在が確認されるようなものもある。山臥長床もそのような社殿の一つであり、鎌倉時代の僅かな期間にのみ存在していたものと考えられる。長床は、拝礼や参籠の場所等に使われる社殿で、厳島神社の場合は、「山臥長床」や「山臥床」と表記されることから、山臥（山伏）のための参籠所であったと推察される。

厳島神社の付属社殿についての先行研究は少なく、とりわけ陸上に位置するものは等閑視されてきたきらいがあり、山臥長床に関する論考はない。本稿では、山臥長床について、その存在時期を示した上で、暦仁二年（一一三九）の「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」^③（以下、「暦仁材木注進状」とする）から推定復元を行い、その建築的特色を明らかにすることを目的とする。

山臥長床を復元^④することは、厳島神社における鎌倉時代の社殿の様相を解明するために重要であるとともに、現存遺構の限られた鎌倉時代前期の神社付属社殿を考究する上でも重要な一助となるであろう。

二 古文書等に見える山臥長床

ここでは古文書等を検証し、山臥長床が存在したと考えられる時期を示したい。

現在の原型となる社殿が整えられた頃の状況を示す仁安三年の「伊都岐島社神主佐伯景弘解」^⑤（以下、「佐伯景弘解」とする）には、山臥長床及びそれに相当するような社殿の記述は見られない。山臥長床の史料上の初見は、「暦仁材木注進状」の「山臥長床一宇、七間一面」という記述である。この文書は、二度にわたる焼失を経て、再建に必要な材木を社殿ごとに書き上げたものである。

鎌倉時代における二度の焼失と再建については、仁治二年（一一四一）の「伊都岐島社神官等申状案」^⑥（以下、「神官等申状」とする）に詳しく、その概略は以下の通りである。

建永二年（一一〇七）七月三日に火災に見舞われた。同年八月二十一日に安芸国を寄進して造営が始められ、八年後の建保三年（一一二五）十二月十九日に内宮の遷宮が行われた。しかし、貞応二年（一一三三）十二月二日に再び焼失し、翌三年九月十三日に安芸国が寄進されたものの、再建工事は滞り、十二年を空送した。嘉禎元年（一一三五）四月、安芸国を社家に付け、同年十二月九日に内宮の木作始、翌二年四月四日に上棟となり、仁治二年七月十七日に、複数の社殿が未造ながらも内宮の遷宮が行われた^⑦。

仁安度の社殿については、「佐伯景弘解」に規模とともに列記されており、仁治度の社殿については、「神官等申状」をはじめとして複数の古文書に造畢分と未造分に分けて列記されている^⑧。但し、建保度の社殿については情

報が乏しく、判然としない。仁安度社殿と仁治度社殿では、中心的な社殿については共通するものが多いが、付属的な社殿となると増減が少なくな。特に、仁安度以降、新たに建築された社殿（山臥長床のほか、楽屋、夏堂（本地堂）、常行堂など）が多く確認される。そのような社殿は、二度の焼失という困難な状況下であった仁治度に創建されたとは考え難く、遅くとも一度目の焼失以前、すなわち建永二年よりも前に創建をみたと考えるのが穏当であろう。

したがって、山臥長床についても、仁安度以降、建永二年までに創建され、貞応二年の焼失までは存在していたものと推察される。但し、仁治度再建に際して、「曆仁材木注進状」に必要な材木が計上されたものの、「神官等申状」においては、「未造殿舎等」に「山臥床、七間一面〔桧皮葺〕」として挙げられ、続く寛元元年（一二四三）の「安芸国司庁宣案」¹⁰（以下、「国司庁宣」とする）、正安二年（一二三〇）の「伊都岐島社未造殿舎造営料言上状案」¹¹（以下、「正安言上状」とする）においても、それぞれ「未造舎屋」、「貞応未作分」とされ、この間に完成を見なかつたことが分かる。次に山臥長床の記述が現れるのは、近世以降のことである。

元和九年（一六二二）の「宮島社堂塔付立下書」¹²には「山臥長床一字、三間四面」と間面記法で規模が記されている。元和度において、すでに間面記法は使用されなくなっているので、当時現存していた別の古文書等に記載された規模を写したものと考えられる。慶安元年（一六四八）の「大宮及諸堂社明細建立図」¹³には掲載がなく、同三年の「厳島社間数目録」¹⁴には「山臥長床一字、七間一面、退転」とあり、すでに廃絶している旨が明記されている。

以上のことから、仁治度以降、山臥長床の再建はかなわなかつた可能性が高く、実際に存在した期間は極めて短かつたものと考えられる。

三 山臥長床の復元

（一）復元史料

以下に、「曆仁材木注進状」から山臥長床部分を抜粋しておく。なお、引用文献中、「」内は朱筆、「〔 〕」内は割註を示す。

「曆仁材木注進状」

- 一 山臥長床一字 七間一面
 - 〔四十人〕 柱二十本〔長一丈二尺、口六寸〕
 - 〔十二人〕 梁六支〔長一丈六尺、弘六寸、厚五寸〕
 - 〔十人〕 枋木二十支〔長五尺、弘六寸、厚五寸〕
 - 〔四人〕 鴨居二支〔長一丈一尺、弘六寸、厚五寸〕
 - 〔四十五人〕 桁棟十五支〔長二丈二尺、弘六寸、厚五寸〕
 - 〔三人〕 宇立六支〔長三尺、弘七寸、厚六寸〕
 - 〔二人〕 猪子差四支〔長六尺、弘六寸、厚三寸〕
 - 〔五十人〕 垂木五十支〔長一丈二尺、弘四寸、厚三寸〕
 - 〔三十七人〕 木舞五十支〔長二丈二尺、弘三寸、厚二寸〕
 - 〔十三人〕 母屋垂木二十五支〔長八尺、弘四寸、厚三寸〕
 - 〔五十人〕 足固下桁五十支〔長二丈二尺、四五〕
 - 〔百八十人〕 板敷板六十枚〔長二丈二尺、弘一尺三寸、厚二寸〕
 - 〔五十人〕 部遣戸料比大樽五十寸〔長一丈、五三寸〕
 - 〔六十六人〕 上葺樽千寸

【廿五人】 佐久利板五十枚〔長八尺、弘一尺二寸、厚二寸〕

【二百八十人】 檜皮百四十井

【八十四人】 立竿四十二支〔長二丈、四五〕

【百四十人】 木枕百四十支〔長二丈、四三寸〕

已上

大小材木五百九十物、檜皮百四十井

借葺樽千寸

【准人夫千百九十一人】

(中略)

右、太略注進如件、

【曆仁二】(嘉禎五を抹消) 年正月日

この「曆仁材木注進状」に挙げられたのは建築用材である。したがって、ここから各材に継手や仕口を作り出し、表面を削って仕上げなければならぬ。一連の仁治度社殿の復元に関する論考と同様に、角材の幅や成、丸材の直径は五分ずつ削って成形したものと推定する。また、板材に関しては、幅は使用部位に応じて不要な部分を削り、厚さは五分削るものとする。長さについては、それぞれ必要な分を残して、切除したものとす。

(二) 構造形式の復元

以下に、「曆仁材木注進状」を用いて、仁治度に再建を計画された山臥長床の構造形式について復元していきたい。但し、完成をみなかった可能性が高いので、復元図の提示は控えておく。

【平面】

冒頭に「山臥長床一字、七間一面」とある。七間一面の場合⁽¹⁸⁾、平側に庇を付すとすれば、柱は二十六本(身舎妻面中央柱を省略すると二十四本)、身舎梁は八支、妻側に庇を付すとすれば、柱は二十一本(棟通り柱列を省略すると十八本)、身舎梁は八支が必要である。しかし、計上されたのは、柱二十本に身舎梁(梁)六支であり、いずれも必要な員数に合致しない。計上された柱と身舎梁を過不足なく使うと、桁行五間・梁間二間(身舎妻面中央柱は省略しない)の身舎の平側に一間通りの庇を付した五間一面となる。したがって、注文に見える「七間一面」は「五間一面」の誤記である可能性が高い。本稿では、山臥長床は五間一面として考察を進めることにしたい。

柱として「口六寸」が計上されており、円柱であることが分かる⁽¹⁹⁾。仁治度付属社殿としては細い材であるものの、円柱とすることから、格式はさほど低くはないと言える。

【軸部及び造作】

五間一面の平面に対して、身舎梁六支と繫梁(鴨居)二支が計上されており、身舎梁は各柱筋に一支ずつ、繫梁は妻面のみ架かることが分かる。身舎梁と繫梁はともに、「弘六寸、厚五寸」であり、その断面を虹梁形とすることは難しいので、陸梁としてよいであろう⁽²⁰⁾。そして、計上された十五支の「桁棟⁽²¹⁾」は、二列の軒桁と身舎・庇境の桁及び棟木に使うものと考えられる。

組物として、二十支の肘木(「肱木」)が計上されている。柱の員数と同じであるので、すべての柱上に舟肘木を配していたものと復元される。

また、内部は総板敷とし、他の社殿と同様に、床板（「板敷板」）は、大引及び根太（「足固下桁」）によって支持されていたことが知られる。一方、側廻りは、蔀及び遣戸（「蔀遣戸」）と板壁（「佐久利板」）とする。「蔀遣戸」が計上されているのは、山臥長床以外には常行堂しかなく、仁治度付属社殿においては珍しい。

【妻飾・野屋根・屋根】

梁上には「宇立」と「猪子差」⁽²²⁾が配されるとしてよいが、「宇立」六支に「猪子差」四支であるので、豕扱首となるのは二組だけであり、残る「宇立」四支は、棟木を直に支える棟束であることが分かる。すなわち、妻面のみを豕扱首とし、それ以外は単に棟束とする。仁治度付属社殿において、妻面以外を棟束とする例は、天井を張る朝座屋を除いてなく、例外的な特色と言えよう。

化粧垂木については、「垂木」と「母屋垂木」の二種が計上されており、それぞれ軒桁に掛かり軒先まで出るもの、化粧棟木から身舎・庇境の桁に掛かるものに相当するとしてよい。その員数により、桁行方向に二五支ずつの化粧垂木を配することになるので、一間を四支割とする疎垂木となり、螻羽の出は三支分となる。化粧垂木上には、木舞を載せ、垂木裏板（「裏板」）を張るものと考えられる。茅負と破風板が見えないが、計上忘れであろう。⁽²³⁾

野屋根は、野垂木（「立竿」）・野屋根の木舞（「木枕」）・土居葺柿板（「借葺」）より成る。また、「檜皮百四十井」とあることから、檜皮葺であることが確定される。瓦木等の注文がないことから、瓦棟としていたと考えられる。

(三) 仁治度山臥長床の形式

以上の考察に基づいて復元された山臥長床の規模・構造形式をまとめておく。

桁行五間・梁間二間の身舎の平側に一間通りの庇を付けた五間一面とする。礎石建とし、円柱を据える。棟通りの柱は、妻面にのみ設け、身舎内には立てない。内部は総板敷で、床板は大引・足固貫及び根太により支えられる。身舎・庇ともに組物は舟肘木とする。身舎梁は陸梁で、舟肘木と桁の間に通す。繫梁も同じく陸梁とし、妻壁のみに配する。梁上は妻壁のみ豕扱首とし、それ以外は棟束で直に化粧棟木を受ける。天井は張らず、化粧屋根裏とする。一軒疎垂木で、檜皮葺とし、瓦棟を置く。側廻りには、蔀及び遣戸を配し、残りは板壁とする。

四 山臥長床の建築的特色

「曆仁材木注進状」によって復元される仁治度付属社殿の基本的な構造は、柱を長押で固め、組物は舟肘木、梁は陸梁、豕扱首で化粧垂木を受け、化粧屋根裏とし、側廻りは建具を設けず開放するというものである。山臥長床もこの基本的な構造におおよそ従うものであるが、妻壁以外を単に棟束とし、長押を用いないなど、一部に簡略化が見られる。

但し、細いながらも円柱としており、格式が著しく低いというわけではない。側廻りを開放とはせず、蔀や遣戸といった建具や板壁を設けることも含め、参籠の場所という他の社殿とは異なる機能を持つことに起因するものと考えられる。

五 むすび

山臥長床は、仁安造営の後、建永二年までに創建され、貞応二年の焼失までは存在していたものと推察される。「暦仁材木注進状」に必要な材木が計上されていることから、再建の計画はあったとしてよいが、完成することとはなかつたようである。

また、「暦仁材木注進状」によって計画されていた山臥長床の復元を試みた結果、妻壁以外を棟束とし、長押を省略するなど、仁治度付属社殿の基本的な構造形式をやや簡略化したものであったことが分かった。これは「暦仁材木注進状」より復元される仁治度付属社殿において、平均より少し低い程度の格式に位置付けられる。

鎌倉時代に建築された神社付属社殿の現存例は少ない。その上、現存するのは比較的格式の高い拝殿がほとんどである。大きな神社や社格の高い神社は、多数の付属社殿を備えてきたはずであるが、現存遺構から当時の社殿の構造形式を知るには限界がある。建築部材名称とその員数、寸法などで記した「暦仁材木注進状」による復元は、現存遺構には及ばないものの、当時の神社付属社殿の一端を示す貴重な事例と言えよう。

〔註〕

(1) 厳島神社の中心となる海上社殿が完成したのは長寛二年(一一六四)九月以前であり、陸上社殿については遅くとも仁安三年(一一六八)十一月までには整ったと考えられる。詳しくは、拙稿『伊都岐島社神主佐伯景弘解』提出の背景(『厳島研究』第六号、二〇一〇年)を参照さ

れたい。

(2) 坂田泉「仙台市附近にみられる長床について」(『日本建築学会研究報告』第五四号、一九六〇年)による。なお、現存遺構のうち、長床として国の重要文化財に指定されているものは、熊野神社長床(福島県喜多方市所在。桁行九間・梁間四間で寄棟造、茅葺。鎌倉時代前期の建築)及び大崎八幡神社長床(仙台市所在。桁行九間・梁間三間で入母屋造、柿葺。割拝殿形式。寛文年間(一六六一―一六七三)頃の建築とされている)を挙げるのみである(文化庁編『国宝・重要文化財建造物目録』(一法規、一九九〇年)による)。

(3) 『伊都岐島社未造分屋材木等注進状』(新出厳島文書一三三『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、一九七八年、所収)

(4) 後述するように、「暦仁材木注進状」において必要な材木が計上されたものの、山臥長床の再建はかなわなかつたものと考えられる。しかし、実際に再建するつもりで材木を計上しており、そこから復元される山臥長床は、焼失前の構造形式を踏襲するものである可能性が十分にある。仁治度に再建されるはずであった山臥長床を復元することは、鎌倉時代の付属社殿を説明する上で、意義あることと考える。

(5) 『伊都岐島社神主佐伯景弘解』(史料通信叢誌第壱編厳島誌所収文書一『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、一九七八年、所収)

(6) 『伊都岐島社神官等申状案』(新出厳島文書一〇三、『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、一九七八年、所収)に見える二度の焼失と再建についての記述を以下に抜粋しておく。

去建永二年〔丁卯〕七月三日〔丁丑〕寅時始有御炎上、即任縁起文

經 奏聞、同八月廿一日被寄進当国、首尾当于九箇年、建保三年〔乙亥〕十二月十九日〔癸卯〕寅時遂御遷宮、唯限于内宮一方、外宮并御鉢玉殿不新造矣、今度御炎上貞応二年〔癸未〕十二月二日〔庚午申時〕、任先例同達 天聰、同三年九月十三日雖被寄進当国、依被付造国司、代代任更無土木之企、空送十二年之星霜、〔中略〕、嘉禎元年四月廿日始被付国務於社家之後、〔中略〕、然間同十二月九日〔丁酉〕始木作、同二年四月四日〔庚寅〕遂上棟

(7) 仁治度の内宮の遷宮月日については、「安芸国司庁宣案」〔新出厳島文書一〇七、『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、一九七八年、所収〕による。

(8) 「神官等申状」のほかに「国司庁宣」〔註7参照〕、「伊都岐島社未造殿舎造営料言上状案」〔大願寺文書一、『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、一九七八年、所収〕において、造畢分と未造分が分かるように明記されている。

(9) 逆に、仁安度には存在したが、仁治度にはすでに廃絶していた社殿、例えば、下居屋、釣殿、小舎人所屋などもある。

(10) 註7参照。

(11) 註8参照。

(12) 「国司庁宣」には「山臥床一字」、「正安言上状」には「山臥床一字、七間一面」とある。

(13) 「宮島社堂塔付立下書」〔野坂家文書・町史二一』『宮島町史』特論編・建築、一九九七年、所収〕

(14) 山臥長床を「七間一面」と記載した文書〔「曆仁材木注進状」、「神官等申状」、「正安言上状」〕はあるが、「三間四面」と記載した文書は知ら

れていない。「宮島社堂塔付立下書」には、山臥長床と同様に、すでに廃絶していたと考えられる「粥座屋」が見え、各社殿の規模の記し方も一定ではないので、その記述をそのまま認めることは難しい。但し、「三王御社」すなわち山王社（現在の三翁神社）の「三社」（本殿）、「同拝殿」、「同いかき」に続けて、「同山伏長床」とあることは、かつて存在していた場所を示唆している可能性がある。

(15) 「大宮及諸社明細建立図」〔野坂家文書・町史五九九』『宮島町史』特論編・建築、一九九七年、所収〕には、陸上社殿のほとんどが掲載されており、そこに挙げられていないことから、当時存在していなかった可能性が高い。

(16) 「厳島社間数目録」〔野坂家文書・町史四五二』『宮島町史』特論編・建築、一九九七年、所収〕。なお、この文書において、山伏長床は「三王三社」の直前に挙げられている。註(14)と合わせて注目に値する。

(17) 復元方法の詳細については、拙稿「仁治度厳島神社楽屋の復元的研究」〔『建築史学』第五一号、二〇〇八年〕を参照されたい。「曆仁材木注進状」による仁治度社殿の復元考察を行った一連の拙稿のうち、陸上社殿に関するものは、以下の通りである。「厳島神社廃絶社殿の復元的研究―仁治度再建社殿について―」〔三浦正幸との共著、『内海文化研究紀要』第三四号、二〇〇六年〕、「仁治度厳島神社竈殿の復元的研究」〔『厳島研究』第五号、二〇〇九年〕、「仁治度厳島神社御厩の構造形式について」〔『厳島研究』第七号、二〇一一年〕、「仁治度厳島神社今社拝殿の復元考察」〔『史学研究』第三〇九号、二〇二一年〕。

(18) 問面記法による「七間一面」は、基本的に桁行七間の身舎に一面の庇

を付す平面を示す。但し、構造上の身舎と庇の区別を厳格に行わない場合もあるので注意が必要である。詳しくは、三浦正幸「間面記法の運用に関する考察」(『仏教芸術』第二七〇号、二〇〇三年)を参照されたい。

(19) 「曆仁材木注進状」に挙げられた各社殿の柱は、「口二尺」や「方六寸」などと記されている。基本的に、「口」は円柱(の直径の長さ)、「方」は角柱(の一边の長さ)を示していると考えられる。

(20) 「曆仁材木注進状」において、各社殿の梁(繫梁を含む)として、幅及び成が六寸前後の材が計上されている。いずれも上方に反り上がる虹梁とするには細すぎるため陸梁としていたと考えられる。

(21) 「曆仁材木注進状」において五間一面とする社殿にはすべて十二支の「桁棟」が計上されている。山臥長床の板敷板から考えて、特に桁行柱間が長いとは考えにくく、冒頭の規模を誤ったために員数を間違えた可能性がある。

(22) 「曆仁材木注進状」において、「宇立」は豕扱首の中央に立つ扱首束を指す場合と、棟木を直接受ける棟束を指す場合がある。

(23) 山臥長床は、柱を円柱とし屋根を檜皮葺とするので、茅負や破風板を省略するような格式の低い建築とは考えにくい。

(24) 部材を列記した中では「上葺樽」とあるが、すべての材木の員数を合計した箇所には「借葺樽」とあり、矛盾する。檜皮葺の場合、必要なのは土居葺の柿板であるので、「上葺樽」は誤記であろう。

〔付記〕 本稿は、学位論文『中世厳島神社社殿の研究』の一部を加筆修正したものである。

〈キーワード〉 仁治度、付属社殿、復元、材木注文、未造

山口 佳巳(現代文化学部言語文化学科日本語文化コース)

(二〇二二年十月二十九日 受理)